

🔧 今月のポイント

建設業の適切な社会保険⑤



建設業においては「適切な保険」に加入していないと現場入場ができないという状況です。しかしながら、事業所の形態等により、加入すべき保険が違います。自社が加入すべき保険について整理をしていきましょう。

医療保険の給付

前回解説したように、医療保険といっても、協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険、国民健康保険組合と別れており、それぞれ違いがありますが、今回は協会けんぽを中心に医療保険の給付について解説をします。

医療保険の給付

主な医療保険の給付として下記の給付があります。

	被保険者	被扶養者
療養の給付	○	○
療養費	○	○
出産育児一時金 (1児につき42万円)	○	○
出産手当金	○	×
傷病手当金	○	×
移送費	○	○
埋葬料	○	○
訪問介護療養費	○	○

休業時の所得補償

健康保険（協会けんぽ）と国民健康保険の大きな違いは、所得補償の有無です。

健康保険（協会けんぽ）には、出産や業務外の病気（※）で所得が得られない場合、所得補償としての傷病手当金、出産手当金があります。ただし、国民健康保険組合は独自の給付がありますので、各組合に確認をしてみましょう。



傷病手当金

【要件】

傷病手当金は、被保険者が病気やけがのために働くことができず、会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、休んだ日に対して支給されます。

【給付額】

1日当たりの金額：【支給開始日の以前12ヵ月間の各標準報酬月額を平均した額】(※)÷30日×(2/3)
(支給開始日とは、一番最初に傷病手当金が支給された日のことです。)

【支給される期間】

傷病手当金は、病気やけがで休んだ期間のうち、最初の3日を除き（これを「待期」といいます。）4日目から支給されます。その支給期間は、令和4年1月1日より、支給を開始した日から通算して1年6ヵ月に変わりました。

出産手当金とは

産前6週、産後8週に給与が支払われない場合の給付金です。1日あたりの支給金額は傷病手当金と同じです。

※業務上での怪我や病気での仕事ができない時は、労災保険からの休業補償給付金があります。

◆次回も、各保険について解説していきます！

待期3日間の考え方

